

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標における評価基準

評価項目	認定等の区分 ※1、※6		配点
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業)	1段階目 ※2 (認定基準5つのうち1～2つ○)	2
		2段階目 ※2 (認定基準5つのうち3～4つ○)	4
		3段階目 (認定基準5つ全て○)	5
		行動計画 ※3	1
	次世代法に基づく認定 (くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	くるみん (旧基準) ※4	2
		くるみん (新基準) ※5	3
		プラチナくるみん	4
	若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)		4

- ※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。
- ※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年10月28日厚生労働省令第162号）第8条に定める基準。このうち、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。
- ※4 旧くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置による認定マーク）
- ※5 新くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準に基づく認定マーク）
- ※6 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。